

資料 2

児童福祉専門分科会資料

2024年(令和6年)2月15日

こども局こども育成室企画担当

2024年度(令和6年度)教育・保育施設の「利用定員」について

1 利用定員について

「利用定員」とは、子ども・子育て支援新制度における、施設・事業者が給付の対象となることの「確認」を受ける際に設定が必要な定員のことです。施設ごとの過去の利用実績や今後の利用見込みを踏まえたうえで、「認可定員」の範囲内で定めるものです。「利用定員」は、施設の設置者等からの申請に基づき明石市が定めますが、設定に際しては、子ども・子育て支援法第31条第2項により、関係者の意見聴取を行うこととされています。

なお、「認可定員」とは、施設の認可を受ける際に、その設備及び運営の基準を満たす定員を指します。

2 明石市内の教育・保育施設等の利用定員(予定)

年月日	総数	1号	2号	3号
令和5年4月1日	12,054	2,683	5,212	4,159
令和6年4月1日	12,535	2,320	6,053	4,162
増減数	481	△363	841	3

令和6年4月1日においては、令和5年度中の待機児童対策に伴う認定こども園分園の整備や公立幼稚園の幼稚園型認定こども園移行により、2号、3号の利用定員が844名増加しています。また幼稚園の1号の就労枠が幼稚園型認定こども園の2号となったことにより、1号の定員が減少しています。

認定区分	対象となる児童	利用できる主な施設
1号認定	満3歳以上で、教育を希望する児童	幼稚園、認定こども園
2号認定	満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育を希望する児童	保育所、認定こども園
3号認定	満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育を希望する児童	保育所、認定こども園 小規模保育事業所

※支給認定には3つの区分があり、その区分に応じて、利用できる施設など(幼稚園、保育所、認定こども園等)が決まります。

(「保育の必要な事由」とは、就労、妊娠・出産、疾病・障がい、介護・看護等です。)

3 令和6年4月1日の教育・保育施設等の利用定員変更施設(予定)

(1) 新規開園予定の施設

施設名		総数	1号	2号	3号
保育所型認定 こども園	ドリームキューピット保育 園分園	42	0	12	30
計		42	0	12	30

(2) 公立保育所、幼稚園等

施設名		総数	1号	2号	3号
認定こども園化	市内22園 (移行済みを除く全園)	472	△363	835	-
廃止	明南保育所分園	△16	0	0	△16
廃止	あかし保育ルーム	△17	0	△6	△11
計		439	△363	829	△27